煤孫地区 地域農業マスタープラン（実質化された人・農地プラン）

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
北上市	平成24年12月	令和6年3月12日
対象地区名（地区内の集落名）		
煤孫		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	679.16	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	633.36	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	146.80	ha
ⅰ うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	53.83	ha
ⅱ うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.49	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	43.61	ha
（備考）		

注1：③の「○歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、別表「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・圃場の分散により作業効率が下がり、農地の集積・集約化が停滞している。
・高齢化により農地を担う担い手、後継者が不足している。
・農作物への鳥獣被害の増加。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

圃場整備事業の導入による中心経営体への農地集積・集約化を図る。

分散錯圃解消（集約化）については、中間管理機構を活用するなどして中心経営体への集約化を推進する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

（1）　園芸作物等の生産振興

・アスパラガスの生産については、畜産農家との連携を強め堆肥活用による生産の拡大を図るとともに、新規栽培者の掘り起こし等の取組によって産地化を目指す。
・野菜などの園芸品目を導入する複合経営体がいることから、仲間づくり等の取組を通じて、地区全体の農業経営の安定化を図る。

（2）　農地集約の推進

・作業効率の向上に向け農地集約化検討会を実施し、地域における話し合いを継続していく。

（3）　地域内農地の利用方法の検討

・圃場の大区画化による作業効率の向上を図るため、圃場整備事業の活用を検討する。
・水田農業にかかる施策（水田活用の直接支払い交付金、畑地化促進事業等）を今後も活用していくにあたり、ブロックローテーションや畑作の本作化に向けて、地域が一体となった作付け計画を検討していく。

（4）　後継者、多様な担い手の育成

・労働環境の改善（安定した収入、家族協定やヘルパーの活用などにより休日の確保）を図り後継者の確保・若手農業者の育成を推進する。

（5）　鳥獣被害対策

・補助事業を活用した積極的な対策をとり、生産意欲の低下を防ぐ。

（6）　法人組織の設立

・地元の人が農業に携わるために、地元に根付いた組織づくりを検討する。

5　今後の地域の中心となる経営体の状況

（1）　経営体数

	個人・任意組合	法　人
① 認定農業者	30　人	4　法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	1　組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 注）	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	10　人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

（2）　農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	536.84　ha	679.16　ha	79.04　%
今後	563.17　ha	679.16　ha	82.92　%